

入 札 説 明 書

契約担当者 兵庫県立加古川医療センター

兵庫県立加古川医療センターにおいてWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号、以下「協定」といいます。）の適用を受ける一般競争入札（以下「入札」といいます。）を下記のとおり実施しますので、関係法令、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号、以下「規程」といいます。）及び本件調達の公告に定めるもののほか、この入札説明書により説明します。

入札に参加しようとする方はこの説明内容を十分把握し、指示内容に従ってください。

1 公告日 令和元年12月17日

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 県立加古川医療センター総合施設管理業務 一式
- (2) 履行場所 県立加古川医療センター
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 仕様書及び契約書案文 別添のとおり

3 一般競争入札参加資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、公告に示したとおり、業務担当者により次に掲げる要件をすべて満たしていることの確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（登録のない者で登録を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、県出納事務局管理課へ提出することにより登録審査が行われます。）

[申請場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県出納局管理課]

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (6) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室等の清掃を含む）を履行する能力があることを証明できる者であること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 調達事務担当課

この調達に関する事務については、下記の課が担当します。

県立加古川医療センター総務部経理課 〒675-0003 加古川市神野町神野203

T E L 079-497-7000

6 契約条項を示す場所及び日時

調達事務担当課

令和元年12月17日（火）から令和2年1月9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札参加の申込み

県立病院という公の医療施設であるため、特に恒常的に美的・衛生的な環境が要求される事業所であることを理解した上で、仕様書や説明内容を十分把握し、履行期限内において適正に履行することができるかと判断される場合は、以下の手続きで入札参加の申し込みをしてください。

(1) 提出書類

申込書に、次の関係書類をすべて添付して受付期間内に持参により提出してください。

（別添「入札参加申込書に添付する関係書類」のとおり）

- ① 県が物品関係入札参加資格者として登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し
- ② 上記3の(5)に掲げる内容を証明するための書類として
 - ア 財団法人医療関連サービス振興会が病院施設の清掃業務を適正に行うことができる者であることを認定した証書の写し又は医療法施行規則第9条の15に規定する基準に適合していることを証明できる書類及び写真
- ③ 上記3の(6)に掲げる内容を証明するための書類として
 - イ 過去5年以内に清潔区域（手術室及び集中治療室（平成10年3月保険局医療課長通知保険発第49号別紙「厚生大臣の定める施設基準に係る届け出の受理要領」第6の1の(3)～(7)の要件を満たす施設））を有する一般病床100床以上の病院で、1年以上の清掃実績（清潔区域を含む）があることを確認できる書類及び契約書の写し
 - ウ 過去5年以内に一般病床100床以上の病院における設備管理業務で、1年以上業務実績があることを確認できる書類及び契約書の写し
 - エ 過去5年以内に一般病床100床以上の病院における保安警備業務で、1年以上業務実績があることを確認できる書類及び契約書の写し
 - オ 直近の会社概要（資本金、年間売上額、従業員数等が記載されたもの）

(2) 申込場所

調達事務担当課

(3) 受付期間

令和元年12月17日（火）から令和2年1月9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 一般競争入札参加資格の確認

- ① 一般競争入札参加資格の有無については、提出書類に基づいて確認（確認の基準日は入札参加申込書の受付期間の最終日とする。）し、その結果を原則として令和2年1月22日（水）までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知します。この通知書で一般競争入札参加資格が有るとされた者のみ有効に入札に参加できます。
- ② 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、業務担当者に対して説明を求めることができます。

ア 提出期間

令和2年1月23日（木）から令和2年1月28日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記(2)に同じ

ウ 回答

説明を求めた者に対し、令和2年1月28日（火）までに書面により回答します。

(5) その他

- ① 提出書類は、一般競争入札参加資格の確認のためのみ使用しますが、返却はできません。
- ② 上記(4)の一般競争入札参加資格確認通知書を郵送しますので、住所氏名を記載し、所定の切手を貼付した返信用封筒を申込書に添付してください。
- ③ 上記3の(1)で説明した登録の申請を兵庫県出納局管理課に行う場合でも、受付期間内にこの入札の提出書類（物品関係入札参加資格審査結果通知書以外のもの）を提出してください。開札の日までに登録され、一般競争入札参加資格があると確認できることを条件として入札に参加できます。この場合においては、一般競争入札参加資格確認通知書の送付に代えて電話により連絡する場合があります。

なお、受付期間を経過した時期に当該登録の申請を行う場合は、この入札には参加できません。

8 仕様等の質問

- (1) 令和元年12月20日（金）から令和2年1月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）調達事務担当課で受け付けます。
- (2) 軽微な質問は口頭で回答しますが、原則として文書で質問して下さい。
この場合においては、文書にして調達事務担当課に掲示し、又は閲覧に供します。
令和2年1月21日（火）から令和2年1月28日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

9 入札の方法、日時及び場所等

(1) 入札の方法

- ① 入札書は単独で封筒に入れ封印し、封筒に入札者の氏名を表記してください。提出時にはさらに7の(4)で送付した一般競争入札参加資格確認通知書の写しを添えて提出場所へ提出してください。
- ② 郵送による場合は下記(6)の方法によってください。

(2) 入札の回数

初度の入札で落札者がいない場合は、直ちに再度入札を1回に限り行います。

(3) 入札書の作成方法

① 入札書様式及び記載事項

入札の条件を十分理解し、別添の入札書様式の所定事項を記載して法人名及び代表者名を記入の上、押印してください。ただし、外国業者にあつては署名をもって代えることができます。

また、代理人が入札する場合は、入札者の氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名及び押印となります。

② 入札書記載金額

契約期間は3年間ですが、一年自動更新の長期契約のため、入札書記載金額は1年間の金額に

当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書等で見積もった一年間の契約希望金額の110分の100に相当する額をアラビア数字で記載してください。

- (4) 入札書の受領期限（入札日） 令和2年1月29日（水） 午前11時00分
(5) 入札書の提出場所 県立加古川医療センター会議室1の入札箱に直接投函してください。

(6) 郵送による入札

- ① 郵送用の封筒は大型サイズを用いて必ず書留扱いとし、以下のものを同封してください。

ア 別封筒で封印し、氏名を表記した入札書

なお、開札の日に立会いできない入札者で、再度入札にも参加を希望するときは、あらかじめ「初回入札」と「再度入札」の入札書を作成し、それぞれ別封筒で封印し、氏名とともに必ず「初回入札」、「再度入札」と表記してください。（その指定に応じて開札します。）

イ 一般競争参加資格確認通知書の写し

ウ 下記10で指定する入札保証保険証書（持参の場合を除く）

- ② 郵送の場合は、令和2年1月28日（火）午後5時までに、調達事務担当課に到達するようにしてください。入札書受領期限経過後に到達のものは受理しません。
③ 1通のみの郵便による入札は、再度入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなします。

(7) その他

- ① 入札保証金の額（入札保証保険の保険額）が契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となりますので注意してください。
② 入札金額の訂正はできません。作成過程で誤った場合は新たな入札書を使用してください。
③ 一旦提出した入札書の差換え、撤回はできません。

10 入札保証金及び契約保証金

原則として次の形で納付してください。これによりがたい場合は事前に申し出てください。

(1) 入札保証金

入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）は、年間の契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上とし、所定の額を調達事務担当課へ納付してください。

ただし、県を被保険者とする契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の入札保証保険に加入し、入札保証金に代えて証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年4月1日）までであること。

いずれの場合も、提出期限は令和2年1月28日（火）午後4時までとする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約締結日までに調達事務担当課へ納付してください。ただし、県を被保険者とする契約金額の100分の10以上の履行保証保険に加入し、契約保証金に代えて証書を提出する場合は、保険期間が契約完了日（令和3年3月31日）までであること。（1年自動更新の長期継続契約のため、年度毎に納付して下さい。）

11 入札に関する条件

入札参加者はこの入札の公告に示す入札の条件を十分承知の上、入札してください。

12 入札の無効

- (1) 本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、提出書類に虚偽の記載をした者の入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (2) 無効となる入札をした者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消します。

13 開 札

- (1) 日 時 令和2年1月29日(水) 午前11時00分 (入札終了後)
- (2) 場 所 県立加古川医療センター 会議室1
- (3) 立 会
- ① 入札終了後直ちに開札します。入札者又はその代理人はすべて立会ってください。
なお、立会ができない場合はあらかじめ申し出てください。
 - ② 県立病院からは、入札執行者、その補助者のほか職員が立会を行います。
 - ③ 立会のない場合で同価の入札となったときは、県の職員が代行してくじを引き、また、再度入札が実施されるときは、これを辞退したもものとして取扱います。

14 落札者の決定方法

- (1) 一般競争参加資格があると確認された者で規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
ただし、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることを条件に落札します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
これに該当する入札をした者はくじを辞退することができません。
- (3) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは随意契約によります。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。
また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるときは入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された2通の契約書に記名押印(外国業者にあつては署名)し、令和2年4月1日までにその1通を業務担当者に提出してください。この期限は、業務担当者の承諾により延長されることがあります。
- (2) 契約書の提出を行わないときは、落札は効力を失います。

17 入札に関する費用の負担

提出書類の作成・提出、業務担当者等からの質問への回答、入札書の提出、契約書の作成その他この入札に要する一切の費用については、入札希望者又は入札参加者等の負担とします。

ただし、次の書類は申し出に基づき受領書と引き替えに無償で交付します。

- (1) 入札説明書、仕様書、契約書案文
- (2) 入札参加申込書用紙、入札書用紙、委任状用紙、入札参加申込書に添付する関係書類内容
- (3) その他調達事務担当課で交付される書類

18 その他注意事項

- (1) 契約の検査監督など契約内容については仕様書のほか契約書にも定めがあります。
- (2) 入札申込書及び関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止となります。
- (3) 入札者は、関係法令を遵守することは勿論、信義誠実の原則の下に行動し、いやしくも刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に反し、入札の公正、公平を害する行為などを行わ

ないようにしてください。

- (4) 落札者は、必ず契約を締結し、契約書及び仕様書に基づき契約内容を適正かつ円滑に履行してください。
- (5) 上記(3)及び(4)に違反した場合は今後の県の入札に参加できない場合があります。